

レンタルキッチン利用規約

ご利用になられる際は、下記の利用規約を必ず遵守してください。本規約をお守りいただけない場合、次回からのご利用をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめよくお読みいただき、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

(利用目的) 第 1 条

当レンタルキッチン（以下キッチンと記す）においては、調理もしくは飲食店運営目的で利用することを原則といたします。宗教や政治等の目的、法律に反する目的、その他、非常識的な行為等によるご利用は固くお断りいたします。

(ご利用時間) 第 2 条

利用時間は事前にお申し込みいただいた時間内でのご利用を厳守してください。利用時間（通常利用、延長）は1時間単位の料金計算となります。利用時間は準備及び後片付けを含みます。床の掃き掃除、カウンター・テーブルの拭き掃除にアルコール除菌、厨房内の掃除等、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(搬入・搬出) 第 3 条

利用時の荷物搬入出の際に、本建物の毀損、汚損等があった場合は、損害賠償費用を実費で請求させていただきます。

(利用制限) 第 4 条

利用者は、第三者にキッチンの利用権の全部または一部の譲渡あるいは転貸することはできません。利用者がこれに反した場合、直ちに利用を停止し、今後一切の利用資格を剥奪します。また当建物に損害が発生した場合は、その損害を全額賠償するものとします。利用申込受付後もしくは利用途中においても、次の場合には当方の判断で申込の取り消しや利用停止の処置をとる場合がございます。この場合に生じる利用者の損害に対し、当方は一切の責任を負いません。

- ①申込時の利用目的内容と実際の利用状況が著しく異なる場合
- ②利用申込書のご記入内容に偽りがあると認められた場合
- ③管理上または風紀上好ましくないと認められる場合
- ④許認可もしくは資格が必要であるにもかかわらず、資格がない状態で利用する場合
- ⑤暴力行為、反社会的行為、及びそれらの活動、または業務内容が不明確な団体が主催、協賛及び後援等を行う場合
- ⑥危険物の持ち込み、または危険物の持ち込みによる人身事故、建物・設備・備品等を毀損、汚損、紛失した場合
- ⑦展示および装飾施工上、室内に釘・鋸・アンカー等を打ったり、許可無く糊・強粘着テ

ープ等を張った場合

- ⑧音・振動・臭気の発生等により、当建物の他の利用者や近隣に迷惑を及ぼすまたはその恐れがある場合
- ⑨来場者数が利用空間の許容範囲を超え、周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合
- ⑩近隣建物の敷地、路上等にバイク・自転車を駐輪、または自動車を駐車した場合
- ⑪当方からの注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合
- ⑫その他当建物の管理運営上、支障があると判断する場合
- ⑬建物内において喫煙が発覚した場合(本建物内は全面禁煙です)

(利用許諾の取り消し) 第 5 条

本規約に反すると当方が判断した場合は、利用を取り消しいたします。この場合、受領した利用料金は返金いたしません。

(利用申込手続きと利用料金のお支払い) 第 6 条

当施設のご利用申込みは、公式 LINE の予約フォームからお願いいたします。

- 飲食店営業許可を必要とする目的で利用される場合（例： 1 日カフェ・レストラン、弁当屋等）は「**食品衛生責任者**」養成講座を修了されていることの証明（コピー）をご提出いただきます。
調理師免許などでも可能ですが、同じく確認するためのコピーは提出が必要です。
- 販売する商品(菓子等含む)の場合、製造責任者の所在を利用者の名義で行ってください。そのため、PL 保険など利用者各自で加入推奨

※キッチン利用については、製造者及び衛生責任者を初回登録し、防火、利用についての面談を必須としています。当施設を製造所として製造シール等に明記する場合は、初回登録料として3千円の登録料が必要となります。

(安全管理) 第 9 条

当建物利用時間中は、ご利用者側の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行ってください。また、利用申込者は当日の利用責任者として、利用時間中は必ず常駐してください。

- 保安全管理のため当方が必要と判断した場合、スペースまたはキッチン内に立ち入ることがございますので、あらかじめご了承ください。
- キッチンには衛生上一切の動物の立ち入りを禁止いたします。
- 防災および防犯上必要と判断した場合には、使用中であっても荷物や機材等の移動をお願いする場合がございます。
- 当建物内には、危険物の持ち込みは一切できません。

(利用後の原状回復) 第 11 条

利用終了後、設備や備品は使用前の状態まで原状回復してください。また照明・エアコン・換気扇（トイレ洗面スペースも含む）・使用機器の電源の切り忘れ等がないかご確認ください。利用者の確認不足により当方が不利益を被った場合は、後日一部負担金や損額賠償のご請求をさせていただきます。

- スペースまたはキッチン内外の建造物・設備・什器貸出備品等を毀損、汚損、紛失させ、原状回復に実費及び工数がかかると判断した場合は、全額賠償請求いたします。
- 利用にあたり発生した残材や生ゴミ等は、すべて持ち帰りください。（ほかの場所で発生したゴミを持ち込まないでください）

(キッチン利用) 第 12 条

- キッチンには飲食店営業許可を取得しておりません。利用者が別途許可申請をお願いします。（許可申請の際サポートいたしますのでご相談ください）
- 食中毒等の被害が発生した際は、キッチン利用する食品衛生責任者の責任とし、食中毒に対応する生産物賠償責任補償のある保険に加入することが条件となります。
- 熱機器や刃物等のお取り扱いには十分ご注意ください。調理中の事故、怪我、食中毒などのトラブルに関して、当方は一切責任を負いません。安全衛生面には十分ご配慮の上、実際にトラブルや苦情等が発生した場合は全責任を持ってご対処ください。なお当方の責めに帰さない事由により当方に損害が発生した場合、全額賠償請求いたします。
- キッチン使用後は、きれいに洗浄・清掃後、当方が指定する場所に片付けてください。終了後確認点検させていただきます。洗浄・清掃や後片付けが不十分と当方が判断した場合は、今後のご利用をお断りする場合があります。
- 室内、設備、什器、貸出備品等を毀損、汚損、紛失させた場合には、速やかに申し出てください。なおその損害については実費を全額賠償請求いたします。
- 油を多量に使う場合は、油を固める溶剤等をご用意ください。
- 魚貝類を持ち込みの場合、処理作業は必ずシンク内のみで行い、汁やアラなどの臭いを床や壁等に付けないなどの最善の配慮をお願いいたします。・消費電力の大きな調理器具を持ち込んでのご使用は、事前にご相談ください。
- 加熱調理中（ガス台、オーブン、カセットコンロ、電磁調理器等の使用）は、必ず換気を行い、やけど等のケガに十分注意してください。
- 下記のような調理はお断りする場合がございます。① 調理時に強い（人によっては異臭と感ずる）匂いを発するもの、残臭の強い調理 例) 匂いの強い魚介類、並びにその干物の加熱調理 ② 室内に汚れが飛散したり付着したりする調理
- 片付けについて
 - ① 調理器具や食器等の洗浄・清掃・後片付けは時間内に完了してください。

- ② ガス台、オーブン、調理台の汚れは全て拭き取ってください。
- ③ 時間内に片付けが終らない場合は、時間を延長して片付くか、もしくは、清掃代として後日 4.400 円請求させていただきます。
- ④ 水道蛇口の締め忘れ、電気・ガス製品の切り忘れ、照明・エアコン・換気扇の切り忘れ等がないかご確認ください。

利用者の確認不足により当方が不利益を被った場合は、一部負担金や損額賠償のご請求をさせていただきます。

- ゴミ、残った食材・調味料等はお持ち帰りください。
- 製造シール等の偽装表示、利用時以外に製造された商品に対して本施設のキッチンで製造されたかのように表示させる行為が判明した場合は、管轄保健所へ情報提供を行わなくてはならず、その際に罰則金を請求することになります。